

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋 田 市 役 所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

— 目 次 —

訓 令

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第14号）…………… 1

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第181号）…………… 2
- 納税通知書の公示送達について（第182号）…………… 2
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第183号）… 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第184号）…………… 2
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第185号）… 3
- 住民票の職権消除について（第186号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第187号）…………… 3
- 市の功労者について（第188号）…………… 3
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第189号）… 4
- 納税通知書の公示送達について（第190号）…………… 5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第191号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第192号）…………… 5
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第193号）…………… 6
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第194号）… 6
- 住民票の職権消除について（第195号）…………… 6
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第196号）…………… 7
- 市税督促状の公示送達について（第197号）…………… 7
- 交付要求通知書の公示送達について（第198号）…………… 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第199号）…………… 7
- 生活保護法による介護機関の指定について（第200号）…………… 7
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第201号）… 7
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第202号）…………… 8

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第12号）…………… 8

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第9号）…………… 8

上 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事業者の指定について（第59号）…………… 8
- 指定排水設備工事業者の指定について（第60号）…………… 8
- 指定給水装置工事業者の指定について（第61号）…………… 8
- 指定排水設備工事業者の指定について（第62号）…………… 8
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第63号）…………… 8

公 告

- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 一つ森公園へ放置された工作物の退去について……………10
- 開発行為に関する工事の完了について……………10
- 平成18年7月16日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙に届け出のあった候補者について……………11
- 平成18年7月16日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の投票について……………11
- 秋田県採用委員会からの公示送達について……………11
- 建築基準法による道路の指定について……………11
- 土地区画整理事業の施行の認可について……………11
- 開発行為に関する工事の完了について……………11
- 入札参加希望者の公募について……………11
- 入札参加希望者の公募について……………12
- 放置自転車等の撤去および保管について……………13
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………13
- 三種混合、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………14
- 建築基準法による位置指定した道路の廃止について……………15
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について……………16
- 平成18年7月16日に執行した秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人の決定について……………16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出の関係書類の縦覧について……………16
- 入札参加希望者の公募について……………16
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………18
- 農用地利用集積計画の策定について……………18

訓 令

秋田市訓令第14号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成18年7月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令  
秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。  
第10条都市整備部長専決事項の項中第4号を第5号とし、第3

号の次に次の1号を加える。

(4) 市が施行する土地区画整理事業に伴う清算金に係る差押財産の売却等に関すること。

第11条都市計画課長専決事項の項に次の1号を加える。

(4) 土地区画整合法第110条第5項の規定に基づく秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業に伴う清算金の徴収に関すること（差押財産の売却等に関するものを除く。）。

第11条公園課長専決事項の項の次に次のように加える。

まちづくり整備室長専決事項

(1) 土地区画整合法第110条第5項の規定に基づく市が施行する土地区画整理事業（他の所管に属するものを除く。）に伴う清算金等の徴収に関すること（差押財産の売却等に関するものを除く。）。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年 7月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
小松 正夫	鈴木 鉄雄	河辺農林漁業資料館観覧料、 つり銭の出納保管に関する 事務。

### 秋田市告示第182号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 7月 7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
平成18年度国民健康保険税納税通知書

### 秋田市告示第183号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

平成18年 7月 7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診療科目	医師氏名	医療機関名	所 在 地
内 科 泌尿器科	西本 正	医療法人祥仁会 秋田南クリニック	秋田市上北手百 崎字諏訪ノ沢3 番115号
脳 神 経 外 科	七海 敏之	医療法人誠仁会 七海医院	秋田市泉南二丁 目 9 番20号
胃 腸 科 内 科 外 科 肛 門 科 麻 酔 科	伊藤 正直	医療法人栄山会 山王胃腸病院	秋田市山王二丁 目 1 番49号
胃 腸 科 内 科 外 科 肛 門 科 麻 酔 科	山崎好日児	医療法人栄山会 山王胃腸病院	秋田市山王二丁 目 1 番49号
呼 吸 器 外 科	松崎 郁夫	医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みそ の町 3 番15号
内 科 外 科	四釜 俊夫	しかま医院	秋田市保戸野原 の町 8 番38号
小 児 科 小児外科 消化器科	榎 真美子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿 田 字 苗 代 沢222 番地

### 秋田市告示第184号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年 7月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 撤去し、保管した自転車等
  - 放置されていた場所および台数
 

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および 同地区自転車等放置規制区域	53台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および 同地区自転車等放置規制区域	20台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および 同地区自転車等放置規制区域	0台
  - 撤去し、保管した年月日  
平成18年 6月16日から同年 6月30日まで
  - 返還を行う時間および場所
 

ア 時間 午前10時から午後 7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車 場内）秋田市自転車等保管所
  - 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成18年 7月24日から平成19年 1月24日まで
- 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属す

る。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第185号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成18年 7月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
363	秋田市御野場新町三丁目8番22号	ローソン秋田御野場新町店

秋田市告示第186号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 7月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

土崎港中央七丁目6番50号	石川 力
広面字野添72番地	齋藤 敦
広面字樋口44番地20	池内 恒雄
泉菅野一丁目12番7号	中山 聡
八橋字イサノ二丁目1番11号	小野 潤一
寺内字イサノ123番地1 高福荘202号	谷内健太郎
寺内字イサノ117番地2 第一コーポヤマト5号	藤肥 範郎
山王二丁目10番17号	佐藤 金道

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起す

ることができます。（行政事件訴訟法第8条）

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

椿川自治会

2 認可年月日

平成16年11月9日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、河辺郡雄和町椿川字川端、同郡同町椿川字館ノ下、同郡同町椿川字方福、同郡同町椿川字岡崎の全域、同郡同町椿川字袖ノ沢6番地16、6番地17、6番地18、6番地19、6番地34、47番地2、48番地3、48番地8、48番地13、48番地23、87番地、115番地3、116番地5、116番地8、116番地15、117番地2、122番地および同郡同町平沢字金沢78番地3の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市雄和椿川字川端、同市雄和椿川字館ノ下、同市雄和椿川字方福、同市雄和椿川字岡崎の全域、同市雄和椿川字袖ノ沢6番地16、6番地17、6番地18、6番地19、6番地34、47番地2、48番地3、48番地8、48番地13、48番地23、87番地、115番地3、116番地5、116番地8、116番地15、117番地2、122番地および同市雄和平沢字金沢78番地3の区域とする。

事務所

変更前 河辺郡雄和町椿川字館ノ下40番地3

変更後 秋田市雄和椿川字館ノ下40番地3

代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 榮

河辺郡雄和町椿川字川端562番地1

変更後 星 川 豊 一

秋田市雄和椿川字袖ノ沢47番地2

4 変更年月日

平成18年 7月13日

5 変更の理由

住所等の表示の変更および役員改選による

秋田市告示第188号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）により功労者名簿に登録する。

平成18年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久  
記

第 473 号 金 田 昭 三 北秋田市川井字松石殿 1 番地306  
長年にわたり秋田市家庭相談員として児童の心身と  
もに健やかな発達育成のために尽力し本市の子育て支  
援施策の推進に大きく貢献した。

第 474 号 見 上 裕 子 秋田市手形山中町10番16号  
長年にわたり音声訳ボランティアとして声の広報あ  
きたの制作活動を続けるとともに吹き込みの後継者を  
育成するなど発行体制づくりに尽力し視覚障害者と市  
政の架け橋として大きく貢献した。

第 475 号 菅 原 拓 男 秋田市手形田中 7 番56号  
長年にわたり公害対策審議会および環境審議会の委  
員として化学工学における専門的な見地から公害防止  
対策等に尽力し本市の環境施策の推進に大きく貢献し  
た。

秋田市告示第189号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰し  
た者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成18年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久  
記

長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普  
及高揚に尽力し、市勢の発展に貢献した。

太 田 昭 夫  
野 田 安 雄  
濱 田 ミチ子  
鈴 木 賢 光

長年にわたり交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止  
と交通安全意識の高揚に尽力し、交通安全の推進に貢献した。

齊 藤 清 仁  
佐々木 勇 吉  
菊 池 正 親  
小 林 勝 治  
大日向 廣 三  
嵯 峨 浩 一

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽  
力し、市民参加のまちづくりに貢献した。

鳥 海 定  
加 藤 長二郎  
工 藤 和 郎  
石 川 忠 司  
鎌 田 俊 平  
藤 原 賢 一  
佐 藤 正  
齋 藤 尚 子  
船 澤 久 一  
大 里 茂 昭  
木 村 吉 輝  
和 田 栄 治  
能 登 虎 太  
越 智 秀 一  
鈴 木 隆 夫

板 垣 隆  
渡 部 耕 二  
木 本 正 春  
横 田 勇  
長谷部 忠 雄  
小 原 良 民  
工 藤 正  
桃 井 二三雄  
目 黒 邦 雄  
加賀谷 照 雄  
高 橋 喜美男  
工 藤 昭 治  
鎌 田 英 義  
高 橋 重 喜  
渡 邊 八 郎  
湯 沢 幸 蔵  
松 村 雄 逸  
見 上 健 一  
金 重 男  
岩 澤 裕  
伊 藤 國 夫  
和 島 和 春  
森 沢 欣 治  
加賀谷 俊 雄  
伊 藤 正 市  
石 井 鉄二郎  
小 玉 惇  
岩 城 毅  
加賀谷 毅  
鈴木 一右門  
佐々木 兼 雄  
高 橋 一 三  
石 川 敏 雄  
小 坂 義 己  
佐久美 亀 利  
保 坂 安 隆  
泉 谷 忠 士  
伊 藤 照 雄  
熊 谷 昭 男  
簾 内 昇四郎  
園 部 實  
田 口 フサ子  
櫻 庭 清 司  
畠 山 勇  
佐々木 紀 男  
千 蒲 隆  
小 原 俊 二  
佐々木 信 夫  
田 口 長 男  
石 塚 正 彦  
菅 原 正 人  
熊 谷 良之助  
松 沢 盛 義  
佐々木 勝 治  
川 上 正 幸

工 藤 忠兵衛  
 佐々木 隆  
 酒 井 善重郎

長年にわたりボランティア活動に精励し、市民参加のまちづくりに貢献した。

保育ボランティア ポレポレ  
 レプス  
 ラップルの会  
 向日葵の会  
 杉の木園ボランティア  
 鳥井実演歌劇場日本列島絆の会秋田本部  
 平和ハーモニカアンサンブル  
 せせらぎ歌謡会

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し、本市社会福祉の向上に貢献した。

大 島 柳太郎  
 佐々木 サチ子  
 二 木 金 弘  
 諏 訪 孝  
 伊 藤 慎 一  
 桜 田 清  
 大 越 亥年生  
 佐々木 善 雄  
 高 橋 一 征

長年にわたり商店街振興会の要職を務め、商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

平 澤 孝 夫  
 木 曾 勝 廣  
 赤 沼 辰 夫  
 三 浦 英 男  
 加 藤 和 美  
 渋 谷 清 春  
 石 川 利 郎  
 長 山 秀 司  
 藤 田 正 三  
 加賀谷 明 夫

西部工業団地の向上発展に尽力するとともに独自技術の開発などにより本市工業の振興に貢献した。

工 藤 道 男

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

下 田 慈 子  
 谷 口 紘 子  
 山 本 長一郎

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に尽力し児童の健全育成に貢献した。

石 川 知 子  
 大 塚 タチ子  
 工 藤 郁 子  
 森 屋 節 子  
 伊 藤 真由美

**秋田市告示第190号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第

1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 7月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
 平成18年度市民税・県民税納税変更通知書  
 平成17年度市民税・県民税納税変更通知書  
 平成16年度市民税・県民税納税変更通知書

**秋田市告示第191号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年 7月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
 

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	50台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	19台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	3台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成18年 7月 1日から同年 7月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
 

ア 時間 午前10時から午後 7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町 4番 3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成18年 8月 3日から平成19年 2月 3日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
 この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
 秋田市山王一丁目 1番 1号  
 秋田市市民生活部生活課 電話866-2035  
 秋田市東通仲町 4番 3号  
 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

**秋田市告示第192号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年 7月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称  
高岡町内会

2 認可年月日  
平成11年 4月12日

3 変更があった事項およびその内容  
区域  
変更前 本会の区域は、河辺郡河辺町高岡字川原田 4 番地から172番地 1 まで、同郡同町高岡字河原田下段 355番地から729番地 2 まで、同郡同町高岡字大柳 3 番地から65番地までおよび同郡同町高岡字山根 64番地から84番地までの区域とする。  
変更後 本会の区域は、秋田市河辺高岡字川原田 4 番地から172番地 1 まで、同市河辺高岡字河原田下段355番地から729番地 2 まで、同市河辺高岡字大柳 3 番地から65番地までおよび同市河辺高岡字山根64番地から84番地までの区域とする。

事務所  
変更前 河辺郡河辺町高岡字河原田下段415番地

変更後 秋田市河辺高岡字河原田下段415番地  
代表者の氏名および住所  
変更前 中 村 幸 光  
河辺郡河辺町高岡字河原田下段415番地  
変更後 中 村 幸 光  
秋田市河辺高岡字河原田下段415番地

4 変更年月日  
平成18年 7月21日

5 変更の理由  
住所等の表示の変更による

秋田市告示第193号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。  
平成18年 7月24日  
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
105	豆の木調剤薬局	秋田市土崎港中央六丁目 3 番16号	有限会社豆の木調剤薬局 代表取締役 半 田 輝 子	平成18年 8月 1日
106	スマイル薬局	秋田市將軍野東一丁目 4 番38号	有限会社スマイル薬局 代表取締役 半 田 輝 子	平成18年 8月 1日
107	半田薬局	秋田市將軍野東四丁目13番 1 号	半 田 輝 子	平成18年 8月 1日

秋田市告示第194号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成18年 7月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
364	秋田市飯島道東二丁目14番14号	ファミリーマート秋田上飯島店

秋田市告示第195号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第 1 項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

八橋三和町18番16号	東海林恵美子
泉一ノ坪25番 6 号 フェアステージ一ノ坪 I 202	森 智一
泉中央一丁目16番23号 大橋マンションD204号	佐藤 富治
中通五丁目 8 番 7 号 シティコーポサフラン 1 号	市川 善光

中通五丁目 8 番 7 号 シティコーポ 1 号	海沼 茂晴
大町五丁目 6 番39号 コーポラスウエムラ12号	田中 良太
大町五丁目 5 番37号 アーバンハウス105号	伊藤 佳子
大町六丁目 6 番12号 コーポスタア101号	石田 和泉

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6 条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第 8 条）

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第196号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成18年度介護保険料納入通知書  
平成17年度介護保険料督促状  
平成18年度介護保険料督促状

秋田市告示第197号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度市税督促状  
平成18年度市税督促状

秋田市告示第198号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 7月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市榎山川口境22番12号 光明荘  
鳥 井 正 八
- 2 送達する書類名

交付要求書 2通

秋田市告示第199号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 7月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状

秋田市告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年 7月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
矢 留 の 里	秋田市千秋矢留町6番25号	平成18年 6月13日

秋田市告示第201号

平成18年 7月26日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成18年 7月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文化選奨

さい とう かず こ  
齋 藤 和 子

昭和10年 1月24日生

工芸の研鑽に努め、有線七宝蓋物「春」を発表し、七宝の魅力伝えられるなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化選奨

は せ がわ ちょう りゅう  
長 谷 川 長 龍

昭和13年 11月19日生

書道の研鑽に努め、顧清詩「程徳望祠部登月亭」を発表し、書の魅力を伝えられるなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化選奨

さ さ き よし ひろ  
佐 々 木 義 廣

昭和23年 11月17日生

秋田の歴史研究に努め、書籍「あきた物語 源流から明日へ」を発表し、郷土史研究の分野に新境地を拓くなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化選奨

えのき えり こ  
榎 江 里 子

昭和28年 9月13日生

洋画の研鑽に努め、「from far away-鼓動」を発表し、油彩画の魅力を伝えられるなど本市文化の発展に貢献した。

## 秋田市告示第202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成18年 7月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 4 6
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 幸の家 秋田市南通亀の町270
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 桜丘会 秋田市下北手梨平字登館 8 理事長 松 測 和 博 秋田市横森二丁目13- 8
指定の年月日	平成18年 7月27日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

## 教 委 告 示

## 秋田市教委告示第12号

平成18年 7月27日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年 7月21日

秋田市教育委員会  
委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 平成19年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の新採に関する件
- 平成19年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の新採に関する件

## 農 委 告 示

## 秋田市農委告示第 9 号

平成18年 7月20日午後 2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年 7月13日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 案 件 大阪市阿倍野区西田辺町二丁目10番23号 いすゞ塗料株式会社 代表取締役 福島博文の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外26件

## 上下水道局告示

## 秋田市上下水道局告示第59号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年 7月 5日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

## 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
衛 藤 設 備	衛藤 勇作	秋田市卸町五丁目 2 番14号

## 2 指定日

平成18年 7月 5日

## 秋田市上下水道局告示第60号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年 7月 5日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

## 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
衛 藤 設 備	衛藤 勇作	秋田市卸町五丁目 2 番14号

## 2 指定期間

平成18年 7月 5日から平成21年 7月 4日まで

## 秋田市上下水道局告示第61号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年 7月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

## 1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
佐 川 設 備	佐川 栄治	大仙市協和境字野田144番地63

## 2 指定日

平成18年 7月14日

## 秋田市上下水道局告示第62号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年 7月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

## 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
佐 川 設 備	佐川 栄治	大仙市協和境字野田144番地63

## 2 指定期間

平成18年 7月14日から平成21年 7月13日まで

## 秋田市上下水道局告示第63号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

号) 第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年7月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
日の出施設工業株式会社	古谷美津男	秋田市大町六丁目3番40号

2 廃止年月日 平成18年7月21日

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業務名	履行場所	期間	入札参加要件
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【1】)	日新小学校、浜田小学校、仁井田小学校、四ツ小屋小学校、上北手小学校、下浜小学校、大住小学校	平成18年7月24日～10月6日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者または秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②石油ストーブの分解整備および点検業務の実績がある者であること。 ③消防庁の外郭団体である(財)日本石油燃焼器機保守協会が認定する「石油機器技術管理士」の資格を有する者が在籍していること。 ④租税に滞納がないこと。 ⑤それぞれの業務において、昨年度の契約者でないこと。
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【2】)	明德小学校、築山小学校、中通小学校、旭南小学校、牛島小学校、川尻小学校、泉小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【3】)	旭川小学校、広面小学校、太平小学校、太平小学校木曾石分校、下北手小学校、豊岩小学校、東小学校、桜小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【4】)	港北小学校、外旭川小学校、飯島小学校、下新城小学校、上新城小学校、金足東小学校、金足西小学校、八橋小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【5】)	岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (中学校【1】)	外旭川中学校、秋田北中学校、上新城中学校、泉中学校、將軍野中学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (中学校【2】)	秋田西中学校、豊岩中学校、下浜中学校、勝平中学校、城南中学校、御野場中学校、岩見三内中学校、雄和中学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (中学校【3】)	秋田東中学校、秋田南中学校、下北手中学校、城東中学校		

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年7月3日

秋田市長 佐竹敬久

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中の者でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成18年7月21日(金) 午前9時30分
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成18年7月24日(月)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年7月12日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 営業経歴書(様式2(省略))
- ウ 石油ストーブ分解整備および点検業務実績調書(様式3(省略))
- エ 納税証明書
- ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
  - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
  - ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。固定資産税・個人市民税は、平成17年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- ※個人営業の方で、個人市民税が非課税の場合は非課税証明書
- オ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)
- カ 「石油機器技術管理士」の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、入札に付する業務のうち、2つ以上の業務に応募する場合、イからカの申込書等は、各1部でよいものとする。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成18年7月3日(月)から平成18年7月12日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課経理担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年7月14日(金)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成18年7月3日(月)から平成18年7月12日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課経理担当
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課経理担当  
電話018-866-2242

#### 秋田市公告

都市公園法第27条第3項の規定に基づき、一つ森公園へ放置された下記工作物について、二週間以内に公園からの退去を命ずる。また、その期限内に退去できない場合は、秋田市公園管理者が除却する。

平成18年7月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 工作物の種類および名称  
自動車  
小型自家用車
- 2 工作物の形状および数量  
ホンダアコードインスパイアE-CB5  
秋田500 た 1099 1台
- 3 工作物の放置されていた場所  
一つ森公園内駐車場  
秋田市榎山字石塚谷地297番

#### 秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成18年3月30日付け秋田市指令第1509号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年7月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
大阪市北区大淀中一丁目1番88号  
積水ハウス株式会社  
代表取締役 和田 勇
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市新屋割山町1番92

**秋田市公告**

平成18年 7月16日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届け出のあった候補者は、次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

平成18年 7月 4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 宅地の所有権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
畠 山 圓 吉	秋田市手形字西谷地97番地 4
岡 部 勇 作	秋田市手形字山崎31番地の 4
鈴 木 定 雄	秋田市手形字十七流183番地 1
武 田 忠	秋田市手形字西谷地53番地の 5
金 重 男	秋田市手形字十七流134番地の 4
佐 藤 周治郎	秋田市手形字山崎44番地 2
遠 藤 裕	秋田市手形字西谷地67番地 3

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
佐良土 朝 孝	秋田市手形字山崎147番地の 1

**秋田市公告**

平成18年 7月16日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有権者が選挙する委員および宅地の借地権者が選挙する委員の選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

平成18年 7月 4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市公告**

秋田県収用委員会から次のとおり公示送達がありましたので、土地収用法施行令第5条第4項の規定により公告する。

平成18年 7月 4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事件名

秋田都市計画道路事業 3・4・14号川尻広面線に係る土地収用事件

2 通知書の名称

平成18年 6月20日付け秋収委-37「裁決書」

3 通知を受けるべき者

住所不明

秋田県秋田市大町五丁目486番 4 および486番 5の土地登記簿表題部所有者欄名義人 浅原貞藏外72名

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県揭示場（秋田県庁正面玄関前）
- (2) 掲示を始めた年月日 平成18年 7月 4日
- (3) 掲載される公報 平成18年 7月 4日付け秋田県公報

**秋田市公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告

する。

平成18年 7月 5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 申請者の住所および氏名

秋田市保戸野千代田町 2 番43号  
三光不動産株式会社  
代表取締役 岩 本 竜 大

2 道路位置指定箇所

秋田市外旭川字八幡田135番 1

3 道路幅員 5.00メートル

4 道路延長 34.90メートル

5 指定年月日および番号

平成18年 7月 5日 第 3号

**秋田市公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年 7月 6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン第二十地区土地区画整理事業

2 施行地区

秋田市四ツ小屋末戸松本字地蔵田の一部

3 事務所の所在地

秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 4

4 施行認可の年月日

平成18年 7月 6日

5 施行者の名称および住所

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 野 邦 久  
上記代理人 秋田都市開発事務所長 白 石 光 治  
秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 4

6 事業施行期間

平成18年 7月 6日から平成19年 3月31日まで

7 事業年度

毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで

8 公告の方法

独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する。

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年 5月23日付け秋田市指令第3375号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年 7月 6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市旭川南町 2 番75号  
鎌 田 牧 雄

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市広面字川崎 1 番、2 番 1、2 番 2 および 3 番 1

**秋田市公告**

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を

公募する。

平成18年 7月 7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 史跡秋田城跡水洗厠舎便槽等レプリカ製作業務委託
- (2) 委託品目 便槽等レプリカ（FRP製）
- (3) 委託期間 着手日から210日間
- (4) 納入場所 秋田市の指定する場所
- (5) 入札参加要件

ア 国指定史跡において、遺構の屋外展示用レプリカの製作実績があること。

イ 租税に滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

#### 2 入札参加申込に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成18年7月18日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 対象委託品と同規模以上の業務委託の実績調書（様式2（省略））（契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付）

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 所在地に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

(ウ) 所在地に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提供でも可

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年7月7日(金)から平成18年7月18日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市寺内焼山9番6号  
秋田城跡調査事務所

ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

#### 3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成18年8月4日(金) 午前11時

- (2) 入札の場所 秋田市寺内焼山9番6号

秋田城跡調査事務所

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約日 平成18年8月10日(木)

- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参

加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

#### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成18年7月26日(水)に行う。

#### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成18年7月7日(金)から8月3日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時とする。

- (2) 閲覧場所 秋田市寺内焼山9番6号

秋田城跡調査事務所

#### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、返却しない。

- (3) 問い合わせ先

秋田市寺内焼山9番6号 秋田城跡調査事務所

電話 018-845-1837

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年 7月 7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 史跡秋田城跡政庁復元建物模型（I期）製作業務委託

- (2) 委託品目 政庁復元建物模型（I期）

- (3) 委託期間 着手日から180日間

- (4) 納入場所 秋田市の指定する場所

- (5) 入札参加要件

ア 国指定史跡において、屋外展示用建物模型の製作実績があること。

イ 租税に滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

#### 2 入札参加申込に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成18年7月18日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 対象委託品と同規模以上の業務委託の実績調書（様式2（省略））（契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料

を添付)

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 所在地に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

(ウ) 所在地に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年7月7日(金)から平成18年7月18日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市寺内焼山9番6号  
秋田城跡調査事務所

ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成18年8月4日(金) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市寺内焼山9番6号  
秋田城跡調査事務所

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成18年8月10日(木)

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成18年7月26日(水)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成18年7月7日(金)から8月3日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時とする。

(2) 閲覧場所 秋田市寺内焼山9番6号  
秋田城跡調査事務所

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市寺内焼山9番6号 秋田城跡調査事務所  
電話 018-845-1837

秋田市公告

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成18年7月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

追分駅東自転車等駐車場	1台
追分駅前自転車等駐車場	38台
上飯島駅自転車等駐車場	6台
土崎駅前自転車等駐車場	22台
土崎図書館前自転車等駐車場	21台
土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場	30台
新屋駅前自転車等駐車場	28台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	2台
牛島駅東自転車等駐車場	9台
牛島駅西自転車等駐車場	5台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年7月3日から同年7月4日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年7月21日から平成19年1月21日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成18年7月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

### 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年7月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
小 松 偉 子	秋田市御野場新町四丁目7番17号 加賀谷こども医院

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年7月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名 図書館システム更新構築業務委託

委 託 場 所 秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館

委 託 期 間 平成18年8月1日から平成18年11月30日まで

入札参加要件 ①秋田市内に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

②国内で過去3年以内に、秋田市と同等規模以上（中核市および政令指定都市、都道府県）の地域館（分館）を2館以上持つ公共図書館において、現行図書館システムからのデータ抽出・図書館システムの構築および新機種へのデータ投入の実績がある者。

③税に滞納がないこと。

④地方自治法第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

⑤秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

#### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年7月31日(月) 午前10時

入札の場所 秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館 研修ホール

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年8月1日(火)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積

もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

#### 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年7月21日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 図書館システム更新構築業務経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成17年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）

(2) 申込書の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年7月11日(火)から平成18年7月21日(金)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市千秋明徳町4番4号

秋田市立中央図書館明徳館

ウ 申請用紙 秋田市立中央図書館明徳館から入手のこと。

#### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年7月26日(水)に行う。

#### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成18年7月11日(火)から平成18年7月21日(金)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市立中央図書館明徳館

住所 秋田市千秋明徳町4番4号

#### 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市立中央図書館明徳館

電話 018-832-9220 小室又は川尻

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年7月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託期間	入 札 参 加 要 件
秋田市史デジタル化業務委託	契約日から平成18年12月28日まで	次の①から④の要件を満たすこと ①過去10年間に、国および県・市の委託を受け、データベースまたはホームページ作成業務の実績を有すること ②秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であり、自社製造によるものであること ③租税に滞納がないこと ④基本情報技術者もしくは文書情報管理士の資格を持つ者がいる事業所が秋田市内にあること

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年7月31日(月) 午前11時  
 入札の場所 秋田市山王一丁目2番35号  
 秋田市役所山王別館 2階 会議室  
 入札保証金 免除  
 契 約 日 平成18年8月1日(火)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年7月19日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
  - イ 営業経歴書(様式2(省略))
  - ウ 基本情報技術者もしくは文書情報管理士の資格を持つ者がいる事業所が秋田市内にあることを証明できるもの。
  - エ データベース又はホームページの作成業務を国や自治体から受注した実績を証明できるもの。
  - オ 納税証明書
    - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
    - ・秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
    - ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可。
- カ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)
  - ・申込日から3ヵ月以内に発行されたもの。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付時間 平成18年7月11日(火)から平成18年7月19日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市企画調整部市史編さん室
- ウ 申請用紙 秋田市企画調整部市史編さん室又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については平成18年7月24日(月)午後1時に郵送する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成18年7月11日(火)から平成18年7月19日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市企画調整部市史編さん室  
 住所 秋田市山王一丁目2番34号  
 秋田市役所分館 1階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市企画調整部市史編さん室  
 電話 018-866-2249

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として昭和42年10月19日付けで位置指定した道路(指定番号第103号)を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第28条の規定に基づき、公告する。

平成18年7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名  
 京都市下京区七条御所ノ内中町60番地

株式会社ロプロ  
代表取締役 松 田 龍 一

2 道路位置の廃止箇所

秋田市旭北栄町140番1の内、140番3の内および140番4の内

3 廃止道路幅員 4.00メートル

4 廃止道路延長 22.60メートル

5 廃止年月日および番号

平成18年 7月13日 廃止番号第1号

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン北第一地区土地区画整理事業

2 施行者の氏名

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 野 邦 久  
上記代理人 秋田都市開発事務所 所長 白 石 光 治

3 事務所の所在地

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4

4 施行認可の年月日

平成17年 7月 8日

5 事業施行期間

平成17年 7月 8日から平成21年 3月31日

6 変更認可の年月日

平成18年 7月13日

秋田市公告

平成18年 7月16日に執行した秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

平成18年 7月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 宅地の所有権者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
畠 山 圓 吉	秋田市手形字西谷地97番地 4
岡 部 勇 作	秋田市手形字山崎31番地の 4
鈴 木 定 雄	秋田市手形字十七流183番地 1
武 田 忠	秋田市手形字西谷地53番地の 5
金 重 男	秋田市手形字十七流134番地の 4
佐 藤 周治郎	秋田市手形字山崎44番地 2
遠 藤 裕	秋田市手形字西谷地67番地 3

2 宅地の借地権者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
佐良土 朝 孝	秋田市手形字山崎147番地の 1

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、

同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成18年 7月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 株式会社ナイス  
代表取締役 齋 藤 一 郎

イ 住 所 秋田県秋田市新屋豊町 3番48号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 ナイス土崎店

イ 所 在 地 秋田県秋田市土崎港中央四丁目1-1 外

(3) 小売業を行う主な者の氏名および住所

ア 氏 名 株式会社ナイス  
代表取締役 齋 藤 一 郎

イ 住 所 秋田県秋田市新屋豊町 3番48号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 3月22日

(5) 店舗面積の合計

3,020.356㎡

(6) 駐車場の収容台数

128台

(7) 駐輪場の収容台数

153台

(8) 荷さばき施設の面積

186.600㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

32.400㎡

(10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻 9時30分

イ 閉店時刻 22時00分

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分～22時15分

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

4カ所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分～21時00分

2 届出年月日 平成18年 7月21日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成18年 7月25日～平成18年11月27日

4 意見書の提出先

秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	秋田市立秋田東中学校校舎大規模改造工事に伴う仮設校舎賃貸借
(2) 施 工 場 所	秋田市手形休下町10番51号（秋田東中学校敷地内）
(3) 仮設校舎の建物概要	①面 積 仮設校舎 約550㎡（17間×5間タイプ） 仮設渡り廊下 約10㎡ ②主体構造 軽量鉄骨ブレース軸組工法2階建て ③概 要 普通教室6室、階段室、廊下、仮設トイレ棟（設置済）との渡り廊下、給排水設備、暖房設備、電気設備 等
(4) 契 約 期 間	平成18年 8月28日～平成19年 5月31日
(5) 賃 貸 借 期 間	平成18年11月 1日～平成19年 4月27日 約6ヵ月間 賃貸借物件の設置は、着手から平成18年10月31日までに行い、解体撤去については、賃貸借期間終了後から平成19年 5月31日までの間に行う。
(6) 賃貸借料の支払い条件	仮設校舎の建設、解体、リース料の総額については、平成18年度の支払い限度額を17,934千円とし、19年度の支払額については、契約額から18年度支払額を差し引いた金額とする。
(7) 入札参加要件	①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結することができる営業所等を有していること。 ②仮設校舎の賃貸借契約が可能であること。 ③租税に滞納がないこと。 ④地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 ⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(8) 予 定 価 格	32,065,000円（税抜き価格）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年 8月22日(火) 午前10時  
 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
 秋田市教育委員会「教育委員会室」  
 開札は入札終了後直ちに行う。  
 契 約 日 平成18年 8月28日(月)  
 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則（以下「規則」という。）および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 入札執行回数は、1回を限度とする。

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※固定資産税は17年度分  
 エ 登記簿謄本（上記1入札に付する事項(7)入札参加要件①の所在地が分かるもの）  
 オ 秋田市外に本社を有する場合は、本社からの委任状（任意様式）  
 (2) 申込書等の提出  
 申込書等は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  
 (3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成18年 7月31日(月)から平成18年 8月 7日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで  
 イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当  
 ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。  
 4 入札保証金に関する事項  
 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第109条第1項の各号に該当したときは免除する。  
 5 契約保証金に関する事項  
 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第1項の各号に該当したときは免除する。  
 6 入札の無効  
 規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。  
 7 指名に関する事項  
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。  
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年 8月 7日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））  
 イ 実績調書（様式2（省略））  
 ウ 納税証明書  
 ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）  
 ・法人市民税（上記1入札に付する事項(7)入札参加要件①の所在地におけるもので結構）  
 ・固定資産税（法人市民税と同様の所在地におけるもので結構）

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年8月10日(木)に行う。

8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成18年7月27日(木)から平成18年8月18日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル3階

9 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課施設担当  
電話 018-866-2242

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成18年8月28日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成18年7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成18年7月26日

至 平成18年8月28日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課

2 閲覧期間 平成18年7月27日から

平成18年8月15日まで

ただし、土曜日、日曜日を除く平日。

3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで